

第3章

地震災害復旧計画

第1節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

道路、橋りょう、河川等の公共施設は、社会活動を営む上で重要であり、地震により損壊の場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が発生し、社会的基盤である公共施設等の迅速な機能回復と二次災害防止対策が必要である。市は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めると同時に被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

具体的な施策については、一般対策編第4章第1節「公共施設及び公共事業等の災害復旧」に準ずる。

第2節 被災者の生活確保

被災者は、家族の喪失、財産の喪失等極度の混乱状態が予想され、生活手段の早急な確保が必要である。市は、民生の安定、生活再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、民生の安定のための緊急措置を講じると同時に、災害の規模に応じて貸付等必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設、広報を行う。

具体的な施策については、一般対策編第4章第2節「被災者の生活確保」に準ずる。

第3節 被災中小企業の振興

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要で、市その他の関係機関は、被災中小企業者について、その被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。また、被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

具体的な施策については、一般対策編第4章第3節「被災中小企業の振興」に準ずる。

第4節 農林漁業関係者への融資

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要で、市及びその他関係機関は、次の事項について災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

具体的な施策については、一般対策編第4章第4節「農林漁業関係者への融資」に準ずる。